

第50回大阪市開発審査会において委員から頂戴したご意見について

【ご意見】

○開発審査会として現地調査の実施について

- ①他の自治体で現地調査を行った審査会の事案はないか。ブロック会議などで確認してほしい。
- ②事務局でメリット、デメリットを考えてもらえないか。
- ③委員は敷地に入ることができる権限があるのか確認をお願いしたい。

【調査結果】

①他の自治体で現地調査を行った審査会の事案について

- ・令和2年8月に（書面）開催された第83回近畿ブロック開発許可・宅地防災行政連絡協議会において、開発審査会として現地視察を実施した事例について照会したところ、33の自治体のうち、10の自治体で現地視察を行った事例があった。
- ・行政不服審査法第35条第1項で「審理員は審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる」とされており、審査請求人の申立てにより現地調査を行った事例と、開発審査会で現地調査の必要性があると判断し、職権により現地調査を行った事例があった。
- ・なお、本市建築審査会でも審査請求人の申立てにより、令和2年12月に現地調査を行った事例がある。

②現地調査のメリット・デメリットについて

- ・メリットとしては、必要と認められる場所について実際の状況を確認し、審理の参考に供するための情報を収集できることが挙げられる
- ・デメリットとしては、現地での混乱の懸念が考えられる。

③敷地への立ち入りの権限について

- ・「行政不服審査法 審査請求事務取扱マニュアル(審査庁・審理員編)【第2版】」(平成30年3月 総務省行政管理局)によると、行政不服審査法第35条にかかる検証手続きの実施について、「審理員に、必要と認める場所に強制的に立ち入る権限を付与するものではなく、当該場所の管理者等の協力を得て実施する必要がある。」(同マニュアル87頁)との解釈が示されている。

(参考)

行政不服審査法

(検証)

第三十五条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場
所につき、検証をすることができる。

2 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、
あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を
与えなければならない。

※行政不服審査法別表第1（第9条関係）により、「審理員」を「審査庁（開発審査会）」と
読み替えられる。